

2021 年度第 1 回愛知県再犯防止連絡協議会 書面開催要旨

(1) 2021 年度再犯防止推進事業について

① 寄り添い弁護士制度による社会復帰支援事業（県民安全課）

まず、昨年度まで行っておりました 2 つの国のモデル事業につきまして、第 7 回愛知県再犯防止連絡協議会で御案内のとおり、今年度は県の予算で行う事業となりました。それに伴いまして、本協議会につきましても、2018 年 6 月 8 日を第 1 回として昨年度までに全 7 回を開催させていただいたところですが、本協議会を 2021 年度第 1 回とさせていただきます。

資料 1-1 は、2021 年度寄り添い弁護士制度による社会復帰支援事業となります。

まず、業務名ですが、御案内のとおり今年度は県の予算で行う事業となりましたので、これまでの「寄り添い弁護士制度による社会復帰支援モデル事業」から「寄り添い弁護士制度による社会復帰支援事業」に名称を変更しております。

委託先ですが、モデル事業に引き続き愛知県弁護士会にお願いをしております。委託期間は 4 月 1 日から 2 月 28 日としております。

次に、業務内容についてですが、(2) 対象者のア及びイについて、資料中の下線部のとおり変更しています。昨年度までは、対象者の条件として「2019 年 4 月 1 日から 2020 年 2 月 21 日までに県内において起訴猶予、執行猶予又は保護観察付執行猶予若しくは保護観察処分になった者で、愛知県内に居住している者又は居住予定がある者」、もしくは「2019 年 4 月 1 日から 2020 年 2 月 21 日までに愛知県内の矯正施設（刑事施設、少年院及び少年鑑別所）を出所（院）又は退所する者」としていましたが、今年度の事業では、資料のとおり、「4 月 1 日以降に」として、終期の記載を削除しております。これにより、支援対象となる範囲がモデル事業の時よりも広がるものと考えております。

目標とする支援対象者数については、モデル事業の時と同様に 30 名程度を考えております。

資料 1-2 は事業の進捗状況となります。

今年度の寄り添い弁護士制度による社会復帰支援事業につきましては、すでに御案内のとおりですが、愛知県の予算による事業のほか、愛知県弁護士会の財源による事業も引き続き行っております。

5 月末時点での愛知県の事業分の実績は 7 件、愛知県弁護士会の独自財源による事業分の実績は 8 件となっています。現時点では、事業の進捗に関しての問題等はございません。引き続き、事業への御協力をお願いしま

す。

最後に、今年度より県と市町村との連携体制の構築を図るため、連絡会議を開催し、再犯防止の取組についての情報共有等を行い、県内の再犯防止施策の推進を図ってまいります。第1回の開催は6月22日（火）を予定しております。もし、委員の皆様より市町村への周知事項等がございましたら、事前に事務局へ御連絡いただきますようお願いいたします。

② 刑務所出所者等職場定着支援事業（就業促進課）

資料2-1は、2021年度刑務所出所者等職場定着支援事業の概要となります。

委託先はモデル事業と同じく、特定非営利活動法人愛知県就労支援事業者機構をお願いをしております。

業務内容ですが、モデル事業からの変更点は、下線の引いてある箇所となります。モデル事業の対象者は「愛知県内に居住する保護観察及び更生緊急保護の対象者のうち、協力雇用主のもとに雇用された者であり、かつ、当該事業の支援について同意している者。」としていました。今年度事業の対象者は、2020年度に名古屋保護観察所が職場定着支援事業（以下「国事業」という。）を開始したことを受け、モデル事業の対象者要件に「本事業の契約締結日（2021年4月1日）以降に保護観察等の期間が終了したことにより、国事業による支援が終了した者」を加え、国事業を引き継いで支援してまいります。

資料2-2は、5月末時点での支援実績です。

なお、協力雇用主を対象とした情報交換会議及び愛知県就労支援連絡会議は、新型コロナウイルス感染状況を鑑み、開催時期や実施方法を検討中です。

（3）令和3年度愛知県地域生活定着支援センター研修の開催について

愛知県地域生活定着支援センターより、今年度の研修の開催の案内がございます。**資料3**を御確認下さい。

（4）本協議会に対する御意見について

本協議会について、御意見等ございましたら、別添意見書に記載のうえ、2021年6月30日（水）までに電子メール又はファックスにて事務局まで御提出ください。

なお、次回の協議会の開催は2022年3月を予定しております。